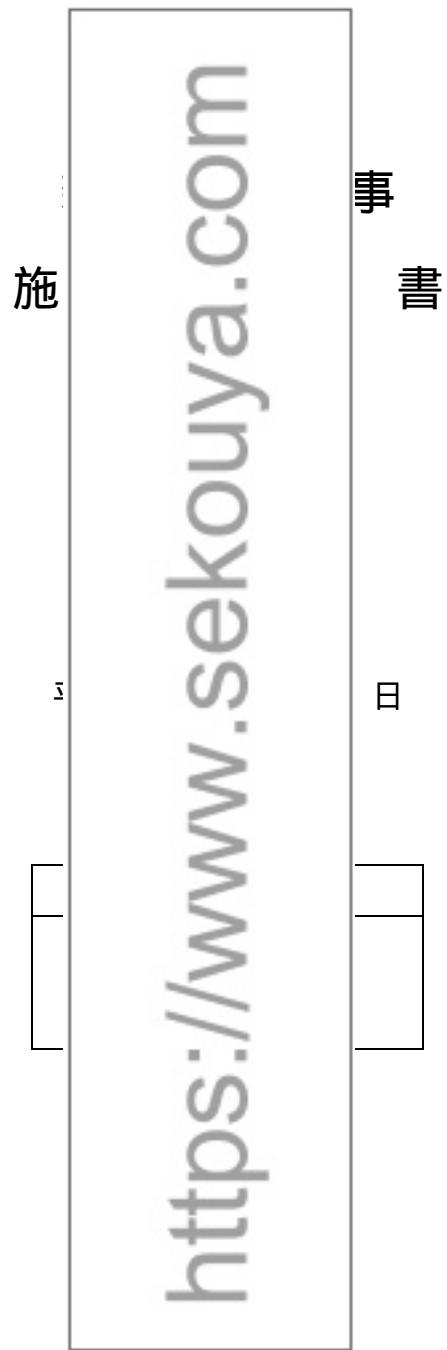


新築工事



<https://www.sekouuya.com>

1. 一般事項

1) 総則

a. 適用範囲

この施工要領書は

新築工事のうち、雑金物工事の施工に適用する。

b. 適用図書

- ・設計図書
- ・特記仕様書
- ・現場説明事項・質疑回答書
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書

(工事監理部平成 年度版)
(工事監理部平成 年度版)

c. 協議

材料についてはあらかじめ
この施工要領書の内容につい
問題が生じる場合は、係員お

承諾を得るものとする。
または記載外の事項で重要と思われる
際の上、承諾を得て施工する。

d. 関係者への周知

この施工要領書の内容および
係作業者全員に周知徹底をし

ング等により、行き違いのないように関

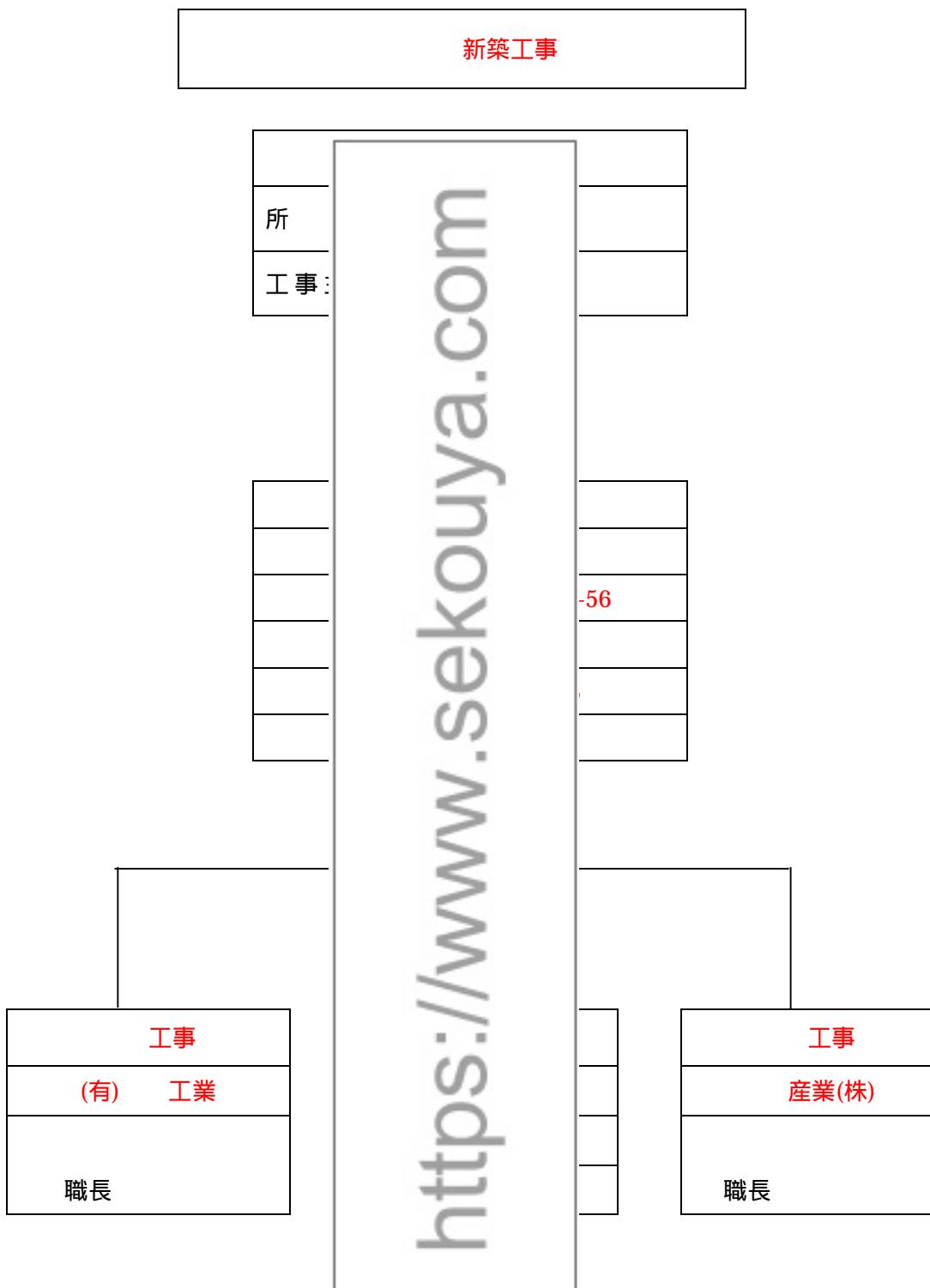
2) 工事概要

工事名称	新
工事場所	県
発注者	
設計監理	株式会社
総合施工	建設株
全体工期	平成 22 年

https://www.sekouya.com

年 月 日

3) 施工体制



4) 予定期工

納品のみ 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

取付け工事 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

<https://www.sekouya.com>

2. 材 料

1) 使用材料一覧

名 称	メーカー	種 别・型 式	施工数量
アルミ笠木			
エキスパンション金物			
トイレ・洗面手摺り			
タオル掛け			
カーテンレール			
プラインド			
面格子			
ノンスリップ金物			
郵便受け			
物干し金物			
傘立て			

2) 材料の搬入

- a . 材料は搬入時に担当者が立会いを受ける。
- b . 搬入した材料は梱包などを解さない。
- c . 原則として、材料はあらかじめ搬入する。
- d . 小物については、取付当日にその都度、作業員が持ち込むものとする。
- e . 材料検査は外観・曲がり・キズ等のチェックを十分に行う。

https://www.sekouya.com

を照合し、間違いや不足のないようにチ

ェックする。

など、取付前に係員の確認を受ける。

置きし養生・保管する。

3. 施工

1) 使用工具

2) 工事着手前の確認

- a . 元請け係員との連絡打合せ
作業所とよく連絡を取り、取
べ、原則として製品は事前
また、製品を取付けるための
とする。
 - b . 仮設電源の確認
100V 電源は各作業場所から
 - c . 材料置き場の確認
 - d . 下地胴縁等の確認 · · · ·
 - e . 基準墨の有無の確認 · · ·

ンカーの点検やスミ出しの状態をよく調
|場所に保管して盗難などにも注意する。
下地工事の施工時に取り付けてあるもの

るものとする。

・ツチの確認

その他基準になるもの。

3) 現場取付け要領

- a . 取付けは施工業者の責任施工とする .
 - b . 取付位置の確認
 - ・ 設計図または施工図に記載されている場合はそれに従う。
 - ・ 記載がない場合は取付箇所、取付位置、取付け高さなど係員と打合せを行い、書面で指示を受ける。

c . 取付け時には下記の点についての確認をする。

取付位置 芯墨、逃げ墨、基準になる床、柱、天井、サッシなど

水平、垂直 レベル、水平器、下げ振り等による。

通り … 目視、水糸等による。

4) 養生調整

a . 取付に際して製品にキズ、

傷を与えないように養生する。

d . 工事中の汚れ等については、

掃をする。

e . 養生ビニールのはがしは、

(付作業との兼ね合い)により実施する。

f . ステンレスおよび鏡面品は現

、クリーニング等は元請会社が行い当社

工事以外とする。

<https://www.sekouya.com>

8 . 安全衛生

1) 基本事項

- a . 労働安全衛生法および作業所で定めた安全衛生に関する諸規則を守り、その上で作業することを前提とする。
- b . 工事着手前に作業員名簿その他必要書類を提出し、乗込時に新規入場者教育を受ける。
また、変更があった場合は速やかに提出する。
- c . 作業に適した服装で仕事を行う。
- d . 特別に設けられた区域を除き、原則として立ち入りを禁ずる。

2) 現場での安全

- a . 朝礼に出席できるように時間に余裕をもって出勤する。
- b . 新規入場者教育を受けて、現地にて確認する。
- c . 元請け係員の指導により危険箇所等を確認する。
- d . 当日行う作業について事務用紙にて確認する。
- e . 器具や電動工具など、始業前に点検して不具合がないことを確認する。工具が故障した場合は直ちに修理を依頼する。常があればその工具は修理が終わるまで使用しない。
- f . 脚立使用時、天板での作業は禁止する。
- g . 高さ 2 m以上の高所では安全帯を着用する。
- h . 脚立足場を使用するときは、必ず安全帯を着用する。
- i . 作業中のくわえタバコ、おしゃべり、喫煙する。
- j . 梱包材や養生材は最少限度で撤去する。
- k . 残材や発生材は指定場所に分別して放置する。
- l . 作業終了時には後片付けをする。
- m . 作業終了後、帰るときは事務用紙にて確認する。翌日以降の打合せも行う。

https://www.sekouya.com